国立大学法人東京医科歯科大学自動車運行・管理要領

（平成１６年４月１日
制　　定）

（趣旨）

第１条　国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）が保有する自動車（以下「自動車」という。）の運行及び管理に関しては、法令及び本学の諸規則に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（自動車管理者）

第２条　自動車の運行及び管理は、自動車を所有又は事業利用する部署の課長またはこれに準ずる者（以下「自動車管理者」という。）が行う。

２　自動車管理者は、常に自動車の現況を把握し、その適切な運行及び管理に努めるとともに、次に掲げる事務を行うものとする。

⑴ 運転者の登録
⑵ 自動車の使用の承認
⑶ 自動車の運行及び管理に関する記録の整理
⑷ 自動車の定期点検、整備及び修理の実施
⑸ 自動車の安全運行及び事故防止に必要な措置
⑹ 自動車の保管及び盗難等の防止措置
⑺ その他自動車の運行及び管理のため必要な事項

（管理補助者）

第３条　自動車管理者は、当該部署の係長又はこれに準ずる者を管理補助者として、前条第２項の事務を行わせることができるものとする。

（運転業務に従事する者）

第４条　運転業務に従事する者（以下「運転者」という。）は、本学の職員（非常勤職員を除く。）とする。ただし、災害時及び救命救急に関して必要に応じ運行が求められる場合はこの限りでない。

（運転者の登録・承認）

第５条　自動車の使用に当たっては、運転者として予め自動車管理者へ届け出る（第１号様式）ものとする。なお、運転免許証を更新した場合は、改めて届出を行うものとする。

２　自動車管理者は、前項の届け出があったときは承認の可否を決定し、運転者として登録する（第２号様式）ものとする。ただし、運転者としての有効期間は、運転免許証の有効期間までとする。

（運転者の条件）

第６条　運転者は、次の各号の全てを満たす者でなければならない。

⑴ 本学が契約する自動車保険の対象者であること。
⑵ 運転する自動車に応じた運転免許証を所持する者であること。
⑶ 過去１年間に運転免許取消、運転免許停止又は運転禁止の処分を受けたことのない者であること。
⑷ 健康状態が良好であり、かつ運転技能に優れ自動車の運転に支障ないと認められる者であること。
２　前項第４号において、自動車管理者は必要に応じ職員健康管理室と協議することができるものとする。

（運転者の登録取消）
第７条　自動車管理者は、運転者が次の各号に該当すると認めるときは、運転者としての登録を取り消すものとする。
⑴ 法令及び別に定める関係規則等に対し重大な違反をしたとき。
⑵ 運転免許取消、運転免許停止又は運転禁止の処分を受けたとき。
⑶ 安全な運転に支障を及ぼしたとき又は支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
⑷ 運転の必要がなくなったとき。

（自動車の使用手続）
第８条　自動車を使用する場合は、運転者、使用目的（用務・行き先）、使用日、使用時間、同乗者を自動車管理者に連絡し（第３号様式）、事前に承認を受けるものとする。ただし、災害時及び救命救急に関して早急に使用する必要がある場合は、事後とすることができるものとする。
２　自動車管理者は、前項による連絡があったときは、自動車の使用目的等を総合的に判断して承認の可否を決定するものとする。
ときは、自動車の使用目的等を総合的に判断して承認の可否を決定するものとする。

（使用承認の取消）
第９条　自動車管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自動車の使用承認を取り消すことができるものとする。
⑴ 緊急の事態が生じたとき。
⑵ 運用に支障が生じたとき。
⑶ その他安全運転管理上問題があると判断したとき。

（運転者の責務）
第１０条　運転者は、自動車を運行するときは、法令に定めるところにより、安全を第一に事故の防止に努めなければならない。

（事故・故障発生時の措置）
第１１条　運転者は、自動車の運行中に事故又は故障が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、自動車管理者に報告し指示を受けなければならない。
２　自動車管理者又は管理補助者は、可能な限り現場に急行して現場検証に立ち会い、事故の原因等を詳細に調査しなければならない。

３　運転者は、自動車の運行中に事故が発生したときは、現場において、被害者又は加害者、その関係者に対して、事故責任の承諾又は損害賠償に関して一切の取り決めをしてはならない。
４　運転者は、自動車の運行中に発生した事故に関し、速やかに報告書（第４号様式）を自動車管理者に提出しなければならない。
５　自動車管理者は、第１項の報告を受けた場合には、必要に応じて同乗者からその状況について報告を求めることができるものとする。

（損害賠償）
第１２条　運転者は、自動車の運行に関し、故意または重大な過失により本学に損害を与えた場合は、関係法令等の定めるところにより、その損害を賠償する責任を負うものとする。

（雑則）
第１３条　自動車管理者は、この要領により難いときは、所有又は事業利用する自動車の取扱いを別に定めることができるものとする。

附　則
この要領は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則（平成１９年３月２９日制定）
この要領は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則（平成２１年３月１日制定）
この要領は、平成２１年３月１日から施行する。
附　則（平成２１年４月１日制定）
この要領は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則（平成２４年１１月６日制定）
この要領は、平成２４年１１月６日から施行し、平成２４年８月１日から適用する。
附　則（平成２５年８月１６日制定）
この要領は、平成２５年８月１６日から施行し、平成２５年８月１日から適用する。
附　則（平成２７年８月１４日制定）
この要領は、平成２７年８月１４日から施行し、平成２７年８月１日から適用する。
附　則（平成３０年７月１９日制定）
この要領は、平成３０年７月１９日ら施行し、平成３０年４月１日から適用する。
附　則（令和３年９月２２日制定）
この要領は、令和３年１０月１日から施行する。
附　則（令和４年７月２８日制定）
１　この要項は、国立大学法人東京医科歯科大学自動車運用・管理要領（平成１６年４月１日制定）の名称を改正したものとして、令和４年８月１日から施行する。
２　国立大学法人東京医科歯科大学が保有する自動車の運転業務を付加できる運転者の資格基準（平成１６年４月１日制定）は廃止する。

第１号様式（第５条関係）

決　裁（承　認）欄

自動車運転者届出（登録）書

年　　月　　日

自 動 車 管 理 者　　殿

所　　属

氏　　名

（押印は不要）

国立大学法人東京医科歯科大学自動車運行・管理要領第５条により、運転者として届け出ます。

記

運転者の氏名	
生　年　月　日	年　　月　　日（　　歳）
運転免許の種類	□ 普通　　□ その他（　　）
取 得 年 月 日	年　　月　　日
有効期限年月日	年　　月　　日
備　　考	

（注）運転免許証が更新された場合は、本届出書により再度届け出てください。

第２号様式（第５条関係）

自動車運転者登録名簿

部署：

氏　　名	登録番号	登録年月日	運転免許証の有効期限	運転免許証の種類	運転歴（年）	取消・廃止・更新年月日	健康管理チェック	備　　考
				□普通　□その他（　　）			□	
				□普通　□その他（　　）			□	
				□普通　□その他（　　）			□	
				□普通　□その他（　　）			□	
				□普通　□その他（　　）			□	
				□普通　□その他（　　）			□	
				□普通　□その他（　　）			□	
				□普通　□その他（　　）			□	
				□普通　□その他（　　）			□	
				□普通　□その他（　　）			□	
				□普通　□その他（　　）			□	

※１　運転免許証の更新等があった場合は、新しい行に追記すること。なお、その場合の登録番号は「-①」を付して１回目の更新等であることが分かるように明記すること。

※２　運転登録の取消、廃止または更新の場合は、備考欄にその旨記載すること。

※３　本登録名簿は、**毎年６月末日で締め切り、７月中に職員健康管理室（安全衛生係）へ提出する**こと。

第３号様式（第８条関係）

自動車運行記録簿

部署：

年月日	使用者氏名	使用日時	使用目的 （用務・行き先）	同乗者	管理者 （使用承認）	補助者 （運行確認）	備　　考
		始　　時　　分 終　　時　　分			□	□	
		始　　時　　分 終　　時　　分			□	□	
		始　　時　　分 終　　時　　分			□	□	
		始　　時　　分 終　　時　　分			□	□	
		始　　時　　分 終　　時　　分			□	□	
		始　　時　　分 終　　時　　分			□	□	
		始　　時　　分 終　　時　　分			□	□	
		始　　時　　分 終　　時　　分			□	□	
		始　　時　　分 終　　時　　分			□	□	
		始　　時　　分 終　　時　　分			□	□	

第４号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

自 動 車 事 故 等 報 告 書

自 動 車 管 理 者　　殿

所　　属
役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（押印は不要）

自動車運行・管理要領第１１条に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．事 故 の 発 生 日 時	年　　月　　日（　）　　時　　分
２．事 故 の 発 生 場 所	
３．事故の発生原因・状況	
４．事 故 の 処 理 内 容	
５．そ　　の　　他	